

令和5年度第1回 原村環境保全審議会 議事録

1. 日時 令和5年4月28日(金)14:00~14:40
 2. 場所 204 会議室
 3. 議事 ※企業秘密等により、一部内容を省略しております
- 課長 開会あいさつ。
- 会長 本日の案件について概要をお願いします。
- 係員 既存住宅のワイン醸造所への用途変更になります。場所は中新田で宅地等開発地になります。
- 会長 では説明をしてもらいます。
- 事業者入室
- 事業者 目的は建築物の用途の変更、場所は原村 13764, 13765 になります。規模は木造2階建て、建築面積 196.1 m²、延床面積 284.88 m²です。工事期間は2023年6月1日から2023年8月31日までとしていますけれども、認可が取れ次第着工したいと思っています。工事施工者の住所氏名は原村 15066-1 の(有)風の森建築です。原村 13764 は用途変更になりませんが関連施設として載せています。昔の土蔵の一部をワイナリーにするのが用途変更にあたるので審査をお願いします。用水は上水道を使う予定で、排水は下水道接続を予定しています。雨水排水に関しては敷地内処理、廃棄物に関しては中新田区と村のルールに従います。場所は三軒の共同のきど先で袋小路の一番奥が実家になるんですけど、そこに建っている建物の用途変更をお願いしています。100mで居住している方に声を掛けて説明会をしました。16件と中新田で17箇所にお知らせをしました。当日の参加者は2名でした。議事録で説明します。参加者2名参加していただき、2名からは都合により参加できないと連絡がきました。他の方からは連絡もありませんでしたし、お知らせに出席できない方で意見等があれば直接連絡くださいと付けていたけれど何もありませんでした。事業計画ですけど「みね乃蔵 小林峰一」で開発場所は原村 13765 の土蔵の横で土庇っていうんですかね。そこにワイナリーを建設する予定です。開設時期としては認可が取れ次第着工して、8月末には醸造免許を下ろしてもらえる予定になっているので、工事を完成させたいと思っています。作業内容としては、年間醸造量は特区の申請で、免許申請しているので、2,000Lを予定しています。2,000Lの醸造をするには収穫量としては、2,600kgから3,000kgのブドウが必要になります。原料は自分で栽培したブドウだけを使う予定です。他から買って仕込む予定はありません。するつもりもありません。ただし、将来原村でワイン醸造所の開設を希望している人の

み委託醸造を受け入れる予定です。研修していただいで将来ワイナリーを設立する少しでも力になればと思っておりますので、そういう方のみ委託を受けようと思っております。発酵終了後の搾汁で一次発酵が終わったら搾るんですけど、そうすると残渣が出ます。種とか皮ですね。2,600 kgから 3,000 kgのブドウを使った場合搾汁率を 75%で計算した場合に 750 kgくらい出ます。これは全量堆肥化して畑で利用する予定でいます。施設の稼働期間としてはブドウの収穫が 10 月に入ってからになります。それから始めて発酵が終わって瓶詰が終わるのが 2 月くらいなのでその 5 ヶ月間の稼働になります。多少気候の変動によって前後、収穫時期が多少移動することはありますけれど概ねこの予定でいます。その他としては集落の中なので人の出入りがあると近所迷惑になると思って、醸造所の所では販売は行わないです。販売するためには販売所の申請しないといけないが、今回醸造所の免許申請する時にしないので基本的にそういうことできない状態にしてあります。なので、関係者以外一般の方が出入りすることはありません。ただ、年一回原中学校のワイン講座の講師しますので、中学生が体験学習で醸造所を訪れたりとか、関係者というのは卸をしている酒屋やんだとか飲食店さんが見せてほしいという場合は案内する可能性あると思いますけれど年に一回とかそういうことになるんで一般の方の出入りは無いと予定しています。使用する醸造機器なんですけれども、搾汁機、収穫してからすぐ搾る場合もありますし、醸造してから搾る場合もあるんですけど手動式の物を使う予定です。ラチェット式のだんだんネジで下ろして行って圧力をかけて行って搾るのを予定しています。除梗機と言ってブドウを収穫した後ヘタの部分からブドウの粒だけ外す作業があるんですけど、機械を使わないで手作業でやる予定です。その方が上質なワインができるので、その辺はこだわって機械を使う予定はありません。ワインを移動、普通はポンプを使ってやるが、グラビティフローと言って高いところに置いといてサイフォンの原理で落としてあげる。そうすると酸素に触れないのでワインが劣化しにくい。そういう方式を使ってやる予定なので電動ポンプを使う予定はありません。10 月から 11 月の発酵期間中の施設内はタンクに蓋してありますけれど蓋開けるとブドウとワインの香りがします。施設の外にはそんなに届かないと思うんですけど、まあそんな感じです。施設からの排水は公共下水道に接続する予定です。特定施設に当たるので村の方で審査してもらえますけれど、下水を繋ぐには何段階かクリアしないといけない事があって一番は固形物を流さないためにトラップする機器を入れる必要があって、グリーストラップってのをを入れる予定です。そこで固形物は一切下水

の方に流れないように毎日管理して回収して堆肥化するものと一緒に堆肥化していく予定です。説明会での質問意見等で、下水道の接続場所はどこになるか、本管への接続工事が必要になるのかという質問は現在の住宅が下水に接続されていて住宅の南側、住宅と土蔵の間まで来ているのでそこまでの工事で接続する予定です。ほんのわずかな工事で完了する予定です。排水量はどのくらいかという質問がありました。主にタンクを洗浄するだけなのでそんなに多くはありません。施設の外に匂いが出ないというのが多少は出るだろうという質問ですが、そのとおりです。施設の外に全く出ないわけではないが、迷惑になるようなことは無いと回答しました。堆肥化する場所はどこかという質問には土蔵の南側の畑でハウスを設置して好気発酵で堆肥化する予定でいますと答えました。水分があるかと思うが発酵資材を使わなくてもうまく堆肥化できるかという質問には搾汁後のブドウ残渣なので、水分は少なくパサパサで発酵資材を使わなくても発酵はスムーズに進むと考えていると回答しました。人の出入りに関して雇用は何人くらいする予定かという質問には収穫時期にパートを3人くらいお願いする予定で、除梗作業で10月の間は出入りするという回答です。今年は1名研修生を受け入れる予定ですので醸造の時期は出入りする形になるかと思えます。どんな種類のブドウを栽培しているのか、2,000Lのワインを醸造するのにどれぐらいの栽培をしているのかという質問は、ピノノワールというヨーロッパの品種を中心に赤い品種を4種類、白い品種を1種類栽培し面積は60アールくらい栽培しています。大きな車の出入りは無いかという質問には軽自動車と普通自動車の出入りとなると答えました。車の駐車はどこにするかは敷地内に駐車しますと答えました。施設が稼働しないとわからないこともあるので、何か問題が発生したら対応してほしいという意見には些細な事でも何か問題を感じたら言ってくればすぐ対応しますと回答しました。以上です。

- 会長 それでは、委員の方ご質問あればお願いします。
- 副会長 周りに音は出るか。
- 事業者 動力付きの物を使わないのでほとんど出ないです。車の出入りは音がすると思いますが。
- 会長 用途変更が建築基準法上の用途変更に当たると思いますが、その許諾はどうなってますか。ここに出ている用途変更は村の開発行為の物ですけど確認申請と同じような用途変更申請が県に対して必要なのではないかと。そこ気を付けていないとやってからやって無いと言われると醸造できなくなる可能性がある。

事業者 どこに聞けばわかりますかね。

会長 県の建築課に聞いてみればどうですかね。

事業者 村の窓口ではわからない。

会長 村の管轄ではないですね。基本的には諏訪の合庁の建築課になると思いますね。

事業者 わかりました。確認してみます。

A委員 食品加工場ですよ。

会長 醸造所ですね。酒税に関する申請みたいな書類ついてますけれどお酒を造るための申請書。

事業者 お酒を造る上で醸造免許が必要なので税務署に申請して醸造免許をいただかなければならない、それとは別に加工施設にも当たるので保健所の認可も必要です。だから別々で両方申請することになります。

会長 確認申請にしる建築基準法上の用途変更にしる時間かかる場合あるので早く確認していただいて、必要なければいいけれども。

事業者 申請する側からいうと村の窓口で一括してこういう手続きが必要ですよと案内をいただけると非常に助かります。一般的には知らないで窓口として最初は地元市町村の窓口になるのだから、これは県に行かないと、これも必要ですとか整ってると非常に助かります。

会長 村になかなか確認申請案件が出ることはないので、茅野市とかは出ますけど難しいのではないですかね。

事業者 わかりました。

会長 近隣住民に説明会という事で 2 人しか参加無いですけど他の方の同意とかはどうですか。

事業者 他の人の同意とかは取ってないですけど、常会の出払いとかで話している感じだと反対意見とかは無いです。

会長 そうですか。住環境として後々問題が出ないのが重要なので十分ご留意ください。

事業者 わかりました。

会長 火器を使う事はないですか。

事業者 火はないですね。給湯器は使いますけど。

会長 例えば煮沸消毒とかに使う事はないですか。

事業者 ないですね。

A委員 瓶詰作業もこの場所ですか。

事業者 はい。

A委員 瓶を洗ったりとかは。

事業者 新品の瓶を使うので汚れを落とす洗浄はないですね。埃を落とすとかあ

と思いますけど。

- 会長 瓶の滅菌する工程はないのか。
- 事業者 ないですね。
- A委員長 収穫したブドウを洗ったりとかはないですか。
- 事業者 普通やらないですね、品質落ちますから。
- B委員長 2,000Lのワインを造るのに面積どれくらいか。
- 事業者 1本の木からどれだけとれるかは、作り手によって変わるんですけど私は1本の木で2kgから3kgで6反歩で1反歩300本ぐらいで3,600ぐらい畑にあります。
- 副会長 ブドウはワイン用のブドウですか棚じゃなくて。
- 事業者 垣根です。
- 会長 今年から稼働すると。
- 事業者 その予定です。
- 係長 窓口でもお話しましたが、ブドウ残渣の堆肥化の関係で、ブドウ残渣は基本的に産業廃棄物に当たるので県にご相談くださいと言ったんですがご相談は。
- 事業者 まだしてない。一応ホームページは見ました。
- 係長 堆肥化を県で産業廃棄物の処理と見るかとかあるので事前にご確認ください。
- 事業者 はい。
- 会長 残渣処理の仕方によっては揉める可能性もあるので早くしたほうがいいですよ。
- 事業者 わかりました。
- 会長 だいたいよろしいですか。では、ありがとうございました。
- 事業者退室
- 会長 では、本件あまりご意見なかったようですが、心配されるのが案件的に村の開発行為申請だけでは終わらない案件だと思いますので、基準法的な確認は申しあげて、事務局から残渣処理のことで場合によっては悪臭問題とか溜める場所や臭いの対策を求められる場合があつて長引くこともあります。すべて本人が状況的に不利になる事ばかりですので、そのアドバイスはできて良かったかなど。後は住民説明会2人しか来てなくて農地でなく住宅地での稼働になるので十分気を付けてくださいと。それらに関して事務局で必要なところは申し送る形で、他に申し送りありますか。それでは、お疲れ様でした。